

平成26年 3月 6日

建設業者各位

竹原市
(総務部財政課)

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価の
運用に係る特例措置について

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について、国土交通省土地・建設産業局長からの要請及び、広島県からの参考送付等がありましたので、本市においても、次のとおり特例措置を講じることとなりましたので、お知らせいたします。

1 措置の内容

平成26年2月1日以降に契約を行った建設工事のうち、平成26年1月以前の公共工事設計労務単価(以下「旧労務単価」という。)に基づく契約について、受注者は、建設工事請負契約約款第51条の定めに基づき、平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価(以下「新労務単価」という。)に基づく契約に変更するための請負代金額の変更協議を請求することができる。

2 対象工事

平成26年2月1日以降に契約を行った工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

ただし、変更協議の申し出前に工事の完成の届出がなされた場合は対象外とする。

3 受注者への通知

受注者に対して、対象となる工事ごとに、本特例措置に基づいた対応が可能であることを、別記様式第1号により通知する。

4 受注者からの請求

通知を受けた受注者は、新労務単価に基づく請負代金額の変更について、別記様式第2号により、必要書類を添付して請求可能期限までに発注者へ請求する。

なお、必要書類については、「技能労働者への適切賃金水準の確保について」(平成26年1月30日付け国土入企第29号)の趣旨を踏まえ、元請企業と下請企業間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等についても適切に対応する旨の誓約書とする。

5 協議請求の期限

請求可能期限は通知日より14日以内を基本とする。

6 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方法により算出する。

$$\text{変更請負代金額} = \text{変更工事価格} \times \frac{\text{当初請負工事価格}}{\text{当初工事価格}} \times 1.05$$

(新労務単価適用) (旧労務単価を適用)

6 その他

受注者からの協議請求については、発注者が受理した時点で有効としますが、協議請求時に添付した誓約書の内容を履行すること。

【問合せ先】

総務部財政課

担当：監理係

TEL(0846)22-7731